平成 27 年度　地域活性化総合特別区域評価書【正】

作成主体の名称：　高松市

１　地域活性化総合特別区域の名称

中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

２　総合特区計画の状況

①　総合特区計画の概要

本特区では、人口減少・超高齢社会においても持続的発展を遂げるため、民間の知恵と地域資産を活用し、地域産業の活性化及び地域固有のコミュニティの維持・再生を図り、持続可能なコンパクト・エコシティのモデル構築を目指すものである。商業・農業者、地域住民及び行政が互いに協力し、これまでの制度や常識に囚われない新たな発想で、地域の活性化に資する効果のある事業を展開する。

②総合特区計画の目指す目標

各地域で育まれた産業を活性化する内発型まちづくりの観点に立ち、中心市街地と郊外田園地域との連携により、農業、小売業など地域にとって最も基本となる産業の再構築と地域活性化を図る。特に中心市街地では、エリアマネジメントの考え方に基づき、賑わいや魅力創出に資する事業を住民等が提案・実施し、商業の活性化及び定住人口の増を目指す。

また郊外田園地域では、中心市街地再生のノウハウを用い、農業やコミュニティの再生に資する事業に取り組み、新規就農者の増を図ることを目標にする。

③総合特区計画の指定時期及び認定時期

平成２４年７月２５日指定
平成２５年３月２９日認定
平成２５年６月２８日一部変更

３　目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙１）

①評価指標及び留保条件

評価指標（１）：都心部の居住人口割合[進捗度 21%]
数値目標（１）：26.8%（平成 22 年度実績）　→　28.0%（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 27.5%、当該年度実績値 26.5%、進捗度 21%］
評価指標（２）：中央商店街１階空き店舗率[進捗度 89%]
数値目標（２）：14.1%（平成 22 年度実績）　→　10.0%（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 11.0%、当該年度実績値 11.7%、進捗度 89%］
評価指標（３）：新規就農者数[進捗度 175%]
数値目標（３）：7 人（平成 22 年度実績）　→　年間 15 人（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 12 人／年、当該年度実績値 21 人／年、進捗度 175%］

評価指標（４）：中央商店街に出荷した農家数[進捗度 61%]
数値目標（４）：8 人（平成 22 年度実績）　→　38 人（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 33 人／年、当該年度実績値 20 人／年、進捗度 61%］

②寄与度の考え方

該当無し

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

本特区では消費者に近く、販売戦略に優れる商業者と生産能力に優れる農業者等が互いに持つ比較優位性を十分発揮し、相乗効果を生み出す考えである。

具体的には、市街地再開発事業などの新規ハード整備の取組に加え、農産物や工芸品など地域資源の製作・販売の場として商店街の空き店舗等既存ストックを有効活用するとともに、新規就農者等が生産した新鮮な農作物を提供する産直市場の開設や公共交通の利便性向上、歩行者の回遊性を高める公共空間整備等により、中心市街地の魅力と利便性を高め、空き店舗率の改善と居住者の都心回帰を図るものである。さらに、商店街での取組や地域資源を効果的に情報発信していくことで、集客と地域資源のブランド化を図り、魅力ある商品の生産地（郊外田園地域）へグリーンツーリズムとして人々を引き付け、地域全体を活性化するものである。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙１－２）

総合特区計画認定後３カ年が経過し、これまで規制の特例措置により実現した特定農業者による特定酒類製造事業や農地取得の下限面積の引き下げによる農地の有効活用、国と地方の協議の結果により実現した国の補助を受けて整備した民間施設において新たに賑わい・交流創出事業、既存制度を活用した新規事業に取り組んできた。一方、地権者の合意形成が難航している市街地再開発事業や地域にとっては必要であるが採算性の厳しい丸亀町ファクトリー事業やカーシェアリング事業等は事業化に至っていない。平成 28 年度以降は、事業採択受けた農業人材育成事業（さぬき農園ぐらし「まなびCafé プロジェクト」）の早期完了を目指すとともに、商店街周辺エリアを含む中心市街地全体の活性化の観点から、回遊性向上事業（歩行者空間整備）、既存ストック（公共的空間）の有効活用方策を検討し、具体化することを目指す。

４　規制の特例措置を活用した事業の実績及び自己評価（別紙２）

構造改革特区法の特定事業：特定農業者による特定酒類の製造事業（酒税法）

特定農業者による特定酒類の製造事業を活用し、人口減少・超高齢化と耕作放棄地の増が著しい塩江地区において、濁酒の製造販売による地域活性化を目指すこととし、平成 25 年３月に計画認定を受け、約 10 ヵ月間で商品化が実現した。

特に、商品の販売所として、平成 25 年度は商店街の地産地消型ショップ（まちのシューレ）と観光地（栗林公園）の２店舗のみであったが、積極的な PR 活動等を行い、現在は市内有数の酒店、道の駅（２カ所）、スーパー（１か所）、コンビニ等まで販路を拡大している。また、この生産規模拡大に伴う耕作面積の増により、耕作放棄地（約 20 アール）

が活用されるなど、農地再生に効果が現れていることも評価できる。

今後は商品のブランド化と安定した収益確保により、雇用者の拡大を図るとともにグリーンツーリズムの取組も進め、塩江地区の活性化を図る計画である。

５　財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙３）

財政支援：　該当なし

税制支援：　該当なし

金融支援（利子補給金）：　０件

総合生鮮市場事業は事業規模の縮小を図るとともに資金調達には国庫補助金と私募債を充てることにしたため、利子補給の適用外となった。また、公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）については、補助金採択協議が整わず、金融機関協議に至っていない状況である。

６　地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙４）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

総合特区指定により、民間事業者、地域住民、行政の連携強化が図られるとともに、都市政策と農業政策との協力体制が構築された。また、地域全体として、各主体が相互に協力して地域の課題解決に取り組もうとする機運が高まる中、これまで実施困難とされていた農地取得の下限面積（農地法施行規則第 20 条の第 2 項第 1 号）の緩和や地域再生に資する地域独自の新規事業を検討・一部実施したことは本市のまちづくりにとって有意義なものである。特に、農地取得の下限面積の緩和では、耕作放棄地の所有権移転が行われ、適正に管理されるケースが見られる。

＜農地取得の下限面積の緩和による実績＞

平成 25 年度実績値 79 件　面積：約 110,000 ㎡

平成 26 年度実績値 61 件　面積：約　72,000 ㎡

平成 27 年度実績値 71 件　面積：約　83,000 ㎡

７　総合評価

本特区では、民間視点で調査・研究を進め、地域にとって必要な事業として 12 事業 8 規制緩和を提案し、国と地方の協議会や地域協議会、関係機関との協議を行うなど、事業化に向け取り組んできた。これまでに農地取得の最低面積の緩和や地産地消型ショップ導入事業（濁酒製造販売事業）、国の補助を受けて整備した民間施設で新たに賑わい・交流創出事業の実施が実現したほか、総合生鮮市場事業や町営バス拡張事業等を着実に進めている。また協議の過程で対応が困難となったものや資金調達の問題等から一部進捗に遅れのある事業もあるが、代替案等を含め、再検討している。

本特区では、計画的かつ効果的な事業推進を図るため、計画期間中において、提案事業の計画-実施-評価-見直しを的確に実施することにしている。計画認定後２年目となる平成 26 年度は計画～実施、平成 27 年度以降は本格実施によって、引き続き官民が連携し、総合特区の目標達成に向けた取組を実施していく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（1） 都心部の居住人口割合	数値目標（1） 都心部の居住人口割合 26.8%(平成22年度)→ 28.0%（平成28年度）	目標値		26.8%	27.0%	27.5%	28.0%	
		実績値	26.8%	26.7%	26.8%	26.5%		
	寄与度(※)：100%	進捗度（%）		76%	71%	21%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		中心市街地活性化には、波及効果の大きい居住の都心回帰が最重要課題である。 本市ではモータリゼーションの進展等により、著しい居住の郊外流出が進んでおり、集約型都市構造を目指す上でも行政主体の都市計画施策等と併せて総合特区事業に取り組み、10年前の数値（約28.0%）に戻すことを目標にしている。特に本特区では、市街地再開発事業等居住人口の増に直接的効果のある事業の他、ソフト施策を含む新たな事業に取り組み、居住環境の改善や魅力向上を図るものである。 【関連事業】 ・総合生鮮市場事業：食料品店が少なく、業種が偏った商店街において、来街者や居住者のニーズに対応した安価で新鮮な地産生鮮食品を販売し、居住環境の改善を図る。 ・市街地再開発事業：住宅床割合と波及効果の大きい市街地再開発事業を実施する。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		過去10年間の都心部居住人口割合は、一貫して減少傾向にあるが、総合特区を機に、現状人口の維持を念頭として、回復基調に戻し、平成28年度末には、10年前の値（約28%）を目指す。 減少傾向（トレンド）にある評価指標で、増加させる数値目標を設定しており、平成26年度以降の進捗度はトレンドの数値との差を計算することにより詳細な評価を行うこととした。 進捗率＝（実績値－趨勢値）/（目標値－趨勢値）　平成27年度の進捗率＝21.3% 趨勢値　H25（26.39%）　H26（26.31%）　H27（26.23%）　H28（26.16%）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		市街地再開発事業の実施直後は、その直接効果と波及効果により居住の都心回帰の傾向が見られたが、その後は微増状態である。既に郊外化が進んだ本市において、都心部の需要を短期的に高めることは難しく、今後とも効果のある施策に粘り強く取り組んでいく必要がある。実施事業については、これまで資金調達や合意形成など進捗を妨げる要因が多くあったが、計画変更や代替案の検討により、事業推進を図っている。 〇総合生鮮市場事業については、平成26年度は、市場調査の結果等を踏まえ、規模縮小等の計画見直しや関係者等との調整を行った。平成27年度には地域商業自立促進事業（経済産業省）の採択を受け、住民の念願であった都市型市場が6月20日にオープンした。 〇D・E街区再開発事業については、平成26年度に準備組合設立に向け、地権者調整に取り組んだが、現在のところ合意形成に至っていない。一方、D・E街区に近接した街区（大工町・磨屋町地区）で再開発の合意が得られため、平成27年度に先行して再開発推進計画を作成した。なお、高松市は独自の補助要綱に基づき、準備組合の活動に対し補助を実施した。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（2） 中央商店街1階空き店舗率	数値目標（2） 中央商店街1階 空き店舗率 14.1%(平成22年度)→ 10.0%（平成28年度）	目標値		13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	
		実績値	14.1%	13.1%	13.3%	11.7%		
	寄与度(※)：100%	進捗度（%）		97%	75%	89%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		中心市街地の空き店舗の増および小売販売額の減に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化は、都市機能の低下のみならず、郊外田園地域を含めた広域的交流の阻害要因となるなど、本市全体の活力を低下させる。このため、中心市街地において、以下の事業を実施し、中心市街地への需要を高め、空き店舗率を10.0%まで回復させる。 【地産地消型ショップ導入事業・総合生鮮市場事業・コミュニティ・レストラン・カフェ事業】 市民ニーズに対応した店舗の開設に空き店舗を活用し、郊外から中心市街地に人を呼び戻す。 【公共空間整備事業】 既存再開発ビルの上部階に連絡通路を設けることで、商店街全体の回遊性を向上させ、利用しやすい施設と魅力ある空間を提供する。その他、周辺観光地や集客施設を含む歩行者空間ネットワーク整備を行い、観光客等を中央商店街へ誘導する。 【市街地再開発事業】 中心市街地活性化の起爆剤となる市街地再開発事業を進め、都市機能の更新と魅力向上を図ることで、その相乗効果により、空き店舗を解消する。 その他、カーシェアリング事業や町営バス拡張事業、歩行者空間整備を行い、来街者等の利便性を向上を図ることで、中心市街地全体の価値を高める。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		これまで実施した市街地再開発事業等の相乗効果により、中央商店街の空き店舗率は一部のエリアでは改善基調にあるが、全体としては、依然として厳しい状況にある。平成28年度末までに、バブル崩壊後の平均的な水準である10.0%まで回復することを目標に、各年度比例按分値を設定する。 増加傾向（トレンド）にある評価指標で、増加させる数値目標を設定しており、平成26年度以降の進捗度はトレンドの数値との差を計算することにより詳細な評価を行うこととした。 進捗率＝（実績値－趨勢値）/（目標値－趨勢値）　平成27年度の進捗率＝89.2% 趨勢値　H25（16.80%）　H26（17.15%）　H27（17.48%）　H28（17.80%）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		空き店舗率については、これまで実施した市街地再開発事業の波及効果等により改善傾向にあるが、引き続き商業需要を高める事業を実施していくことが重要である。これまで、事業計画を作成する中で、採算性が厳しいものや地権者調整・合意に時間を要するものは、進捗に遅れが見られたが、平成26年度に問題解決に向けた再検討や関係機関と協議を進めた結果、平成27年度には総合生鮮市場がオープンした。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
・商店街ごとに沿道の店舗構成は異なっており、アーケードごとの性格が大きく異なっているので、それらの違いを意識した活性化策の検討が必要と思われる。 ・再開発街区以外の商店街では、今の建物や空間を生かしたリノベーションによる活性化の可能性を模索することも必要と考える。	・中央商店街の空き店舗へ新規出店する事業者に対し、改装費に係る経費を補助する制度を平成27年12月に創設し、空き店舗の解消を図っています。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（3） 新規就農者数	数値目標（3） 新規就農者 7人/年(平成22年度)→ 15人/年（平成28年度）	目標値		12人／年	12人／年	12人／年	15人／年	
		実績値	7人／年	9人／年	31人／年	21人／年		
	寄与度(※)：100%	進捗度（%）		75%	258%	175%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		本特区の政策課題である地域産業の衰退の解決には農業の再生が不可欠であることから、以下の事業に取り組み、新規就農者数を平成28年度までに15人／年とすることを数値目標とする。 【総合生鮮市場事業】就農者の安定した収入を確保するため、中央商店街に総合生鮮市場を開設する。 【どぶろく製造販売事業】就農者の収益確保と持続可能な農家経営のため、農作物に付加価値を付ける取組を行う。 【農地法施行規則第20条の緩和】農地取得の下限面積を40アールから20アールへ変更し、新規参入を容易にする。 【農業人材育成事業】農業体験や食育・料理教室等を通じて、高齢化が進む農業の若い世代を対象とした人材育成を目指す。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		年間の新規就農者数を平成28年度末までに平成20～22年度実績値（総合特区指定申請時に入手可能であった最新データ）から倍増させることを目標とし設定する。 （参考：H20年度7人、H21年度8人、H22年度8人、H23年度7人、H24年度12人）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		平成27年度の新規就農者数は、前年度より減少したものの目標を達成した。この理由は、既存制度を活用した取組や職業選択の多様化によるものと考えられる。また、これまでに農地取得面積の最低限度の緩和や自ら生産した米を使用した濁酒の製造販売事業を実現したが、当初計画に掲げた農業人材育成事業等新規事業の実施にあたっては、採算性や事業リスクの問題から、民間による実施が困難な状況である。今後は、青年就農給付金制度等既存制度を積極的に活用するとともに、中央商店街等との連携による販売戦略指導や販路拡大、加工食品の製造・販売を行い6次産業化による事業展開ができる人材育成を目指す。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
・本特区では中心市街地と田園地域の連携に特徴があるので、中心部だけでなく、郊外の地域資源も活用した取り組みについて、引き続き検討を進めていただきたい。	・郊外の農産物や、それを使用した加工品などを中心市街地で販売すると共に、農産物の収穫・生産者の参加する料理教室などの取組を行っています。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成22年度）	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価指標（4） 中央商店街に出荷した農家数	数値目標（4） 中央商店街に出荷した農家数 8人/年(平成22年度)→38人/年（平成28年度）	目標値		15人／年	22人／年	33人／年	38人／年	
		実績値	8人／年	22人／年	14人／年	20人／年		
	寄与度(※)：100%	進捗度（%）		100%	64%	61%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		実施する総合特区事業と目標との関連性が薄いとの指摘から、平成27年度から追加した指標である。 本特区では、中心市街地（商業）と郊外田園地域（農業）が連携した取組を行い地域活性化を図るものであり、地元産農作物のPRと販売に商店街が協力するものである。評価指標には、定量的に把握できる「中央商店街に出荷した農家数」を掲げ、産直市場や地産地消型のローカルフードレストラン等を設ける。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		これまでにも、商店街独自の取組により、地産地消型店舗の設置やイベント開催等を行い、年間約10農家の地元農家が出荷していたが、総合特区を機に、さらに連携を深め、出荷農家数を増やすものである。目標設定値は、総合特区で実施予定の事業が実現した場合に見込まれる農家数（38農家）とする。 （参考：H22年度8人、H23年度8人、H24年度14人）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		提案事業である都市型市場の導入については、平成26年度まで出荷農家との調整を進め、平成27年度の補助採択後、総合生鮮市場が早期オープンしたが、当初予定していた規模を縮小したこともあり、中央商店街に出荷した農家数が目標に達していない状況である。今後はローカルレストランの設置や既存公共的空間等の活用、各種PRイベントの実施により、中央商店街への出荷農家数を増やし、商業と農業の活性化を図る。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］

総合特区工程表（5年間スケジュール）
特区名：中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

※ 青書はは平成28年度に着手する事業
※ 朱書は新規検討事業

年	H24	H25	H26	H27	H28
月	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
【全体】					
総合特区事業（商業・農業関係）					
提案事業の精査、新規事業の検討					
内閣府・各省協議	秋協議	春協議		秋協議 規制緩和協議	
実施計画策定					
事業実施					
事業1 丸亀町ファクトリー事業					
事業内容の再検討		事業性・手法の再検討	プロデュース機能構築調査	事業の実施（既存地産地消型ショップ規模拡大、新商品のプロデュース等）	
事業2 地産地消型ショップ導入事業		**第5回認定（規制特例）**			
（濁酒製造販売事業）					
酒造免許取得講習会					
免許申請・取得		（申請） （取得）			
製造場建築・設備工事		既存建物の改修・設備工事			
製造・販売			試験製造	販売開始（農家レストラン） → 中央商店街等で販売 → 施設規模・販路の拡大 → 雇用の拡大	
（濁酒以外の事業）					
（その他の取組）		事業性・手法の再検討 （既存店舗活用や総合生鮮市場事等との連携など）		事業の実施	
ソフト事業		HP、広告、メディア等による広報活動の強化 イベントの開催			
事業3 総合生鮮市場事業		**第5回認定（利子補給）**			
市場調査		地域商業再生事業（経産省）を活用			
課題の整理					
事業計画書等作成					
事業採択・交付申請・決定					
内装・設備工事					
供用開始					
事業4 公共空間整備事業		**第5回認定（利子補給）**			
（商店街内回遊性向上事業）					
関係機関協議		資金調達協議・事業方針の見直し			
事業手法の再検討			（市街地再開発再開発事業に併せた検討）		
（DE街区空中広場）	国と地方の協議（規制緩和協議）	D・E街区再開発事業計画と併せた検討			
（中心市街地全体の回遊性検討）				現況調査、課題把握、規制緩和協議	
事業5 カーシェアリング事業					
事業実施	既存民間駐車場で実験的実施				
事業6 町営バス拡張事業					
課題分析・需要調査			調査委託契約		
事業計画・資金計画の作成					
事業実施				拡張事業の実施	

事業7 丸亀町商店街福利厚生事業					
課題分析		事業内容の検討・方針の決定			
事業8 市街地再開発事業					
D・E街区		現状把握・課題整理		勉強会の実施	準備組合の設立 ● 事業化に向けた検討・合意形成
大工町・磨屋町地区				推進計画策定	関係機関協議等
事業9 高松型農地再生事業					
規制緩和（地域独自の取組）		農地取得面積最低限度の緩和 ● 農地取得等における下限面積緩和（農地法第3条許可）の受付			
耕作放棄地等の有効活用		新規就農支援（既存制度活用）			
その他の取組		観光と連携したグリーン・ツーリズム、地域提案型活動、ITを活用した消費者とのネットワークづくり（固定客確保による農業経営の安定化）、コミュニティレストランの開設			
事業10 農業人材育成事業					
実施検討		現状把握・課題整理	既存研修制度（青年就農給付金）の積極的活用	商店街と連携した人材育成事業	
事業11 コミュニティ・レストラン・カフェ事業					
実施検討		実施主体・手法の検討			
事業12 市民ファンド創設					
関係機関協議					
少人数私募債の発行		**H25.3.31少人数私募債発行** ●			
募集開始		私募債の募集・新たな資金調達に向けた検討		募集強化	

（注）工程表の作成にあたっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で、提出すること。

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

特定（国際戦略／地域活性化）事業の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
地産地消型ショップ導入事業 （濁酒製造販売事業）	数値目標（1） 数値目標（3）	平成25年11月に酒類製造の免許取得後、平成26年2月に商品化が実現し、農家レストランと中央商店街の2店舗で販売開始。現在はスーパーやコンビニ、酒店、道の駅等でも販売。当初720mlだけであったが、300mlの製造を開始。	・生産量：180本／月（720ml換算） ・販売価格：1，620円（税込） ・耕作放棄地20アールの解消	総合特区計画認定後、1年以内に商品化が実現した。今後は、販路拡大やどぶろく祭り等地域主体のイベントの実施、さらにグリーンツーリズムなどにより、地域活性化を図る。	規制所管府省名：財務省 ☐ 特例措置の効果が認められる ☐ 特例措置の効果が認められない ⇒☐要件の見直しの必要性あり ☑ その他 ＜特記事項＞ 製造販売から2年ほどしか経過しておらず、製造量の増加も認められないことから、現時点での評価は時期尚早。引き続き事業を推進していただきたい。

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

全国展開された措置の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
					規制所管府省名：＿＿＿＿＿＿ ＜参考意見＞

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
国の補助を受けて整備した民間施設で新たに賑わい・交流創出事業の実施	数値目標（1） 数値目標（3）	産直市場で農産物、加工品の販売や、地元商店街等が実施する商業イベントなどの収益を伴う賑わいに資する事業を実施していく。	－	実施困難と考えていた事業が、国と地方の協議により実現可能なことが明らかとなったことは評価できる。	規制所管府省名： 国土交通省 規制協議の整理番号：27202 ＜参考意見＞

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
・瓦町駅ビルのデッキ空間活用では、すべての空間を使うよりも、駅から商店街への人の流れを作ることを優先して、開催場所や方法、人の動線誘導を工夫していただきたい。 ・オーガニックや特別な食材だけではない、新鮮さとおいしさを売りにした周辺田園地域の食材や加工品を提供する場を増やしていけるとよい。	・瓦町駅ビルのデッキ空間活用につきましては、まちづくり協議会を通じて関係商店街と連携を図っているところです。 ・瓦町駅ビルのデッキ空間を食材や加工品を提供する場としての活用を計画しています。

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	H26	累計	自己評価
財政支援①		財政支援要望	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		国予算(a)（実績）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		自治体予算(b)（実績）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		総事業費(a+b)	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	H26	累計	自己評価
税制支援①		件数						

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	H26	累計	自己評価
・総合生鮮市場事業 ・公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）	数値目標（１） 数値目標（２） 数値目標（３）	件数						総合生鮮市場事業は事業規模の縮小を図るとともに資金調達には国庫補助金と私募債を充てることにしたため、金融機関協議を要しない。 一方公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）については、補助金採択協議が整わず、金融機関協議に至っていない。

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
中央通りオフィス環境整備事業	数値目標（４）	中央通り沿道のオフィスビル所有者が良好な施設改修を行い、固定資産税相当額の一部を助成した。	中央商店街に近接するオフィスビルの改修を支援することにより、中心市街地の昼間人口を維持する。それによって中央商店街の活性化を図り、農家の中央商店街への出荷意欲を高めた。	高松市
大工町・磨屋町市街地再開発事業	数値目標（１） 数値目標（２）	D･E街区で地権者合意が得られず進捗しない中、近接街区で再開発事業の地権者合意が得られたため、平成２７年度に再開発推進計画を策定。	本事業については、必要な都市機能の導入や人口増に資する事業であると認められるが、事業計画の精緻化、費用便益分析等経済分析に基づく適正な判断を要する。	高松市
町営バス拡張事業 （まちなかループバス）	数値目標（１） 数値目標（２）	既存の３路線（①まちバス、②市民病院ループバス、③県中央病院）を再編し、H27.10.1より、まちなかループバスの運行を開始した。	駅、病院、公共施設等と商店街を結ぶループバスを運行することにより、利用者の利便性が高まった。次年度においては更なる利便性の向上を図るため、国の加速交付金を活用し、運行内容等において商店街と連携し、検証調査作業を進める予定である。	高松市

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

■規制緩和・強化等

規制緩和

取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
農地取得面積の下限面積の緩和（40a→20a）	数値目標（３）	農地取得等における下限面積緩和（農地法第３条許可）による申請状況（規制緩和対象）平成25年度実績値79件　面積：約110,000㎡　平成26年度実績値61件　面積：72,000㎡　平成27年度実績値71件　面積：約83,000㎡	規制緩和後、柔軟な就農が可能となるとともに小規模な耕作放棄地が解消されるなど、規制緩和の効果が伺える。	高松市

規制強化

取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名

その他

取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	
民間の取組等	

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]